



追加型株式投資信託に対する

課税の計算方法が変わります

2000年4月より、お客様の個別元本をもとに課税されることとなります。

2000年4月以降、追加型株式投資信託の課税の計算方法が変わります。
現在の「平均信託金方式」から、お客様の個別元本をもとに課税する方法へと移行します。

2000年3月末までに保有されている分については、3月31日(金)の「一口当たりの平均信託金(課税上のみなし元本)」が個別元本として取り扱われます。



課税の計算方法のポイント

課税の計算方法	2000年4月以降、お客様毎の個別元本を把握し、その元本をもとに課税されます。 (異なる価額で何回かに分けてお買い求めになられた場合は、個別元本は移動平均で計算されます) *保護預かりの場合は、販売会社が皆様に代わって個別元本の管理を行います。
移行前の保有分の取扱い	2000年3月末までに保有されている分については、3月31日(金)の「一口当たりの平均信託金(課税上のみなし元本)」が個別元本とみなされます。
追加設定(買付)	基準価額
期中収益分配時	お客様毎の個別元本により普通分配金(課税扱い)と特別分配金(非課税扱い)が計算されます。 *非課税の特別分配金は元本の払戻しに相当しますので、分配後に個別元本が修正されます。
課税の取扱い	
解約(償還)時	解約(償還)時の価額がお客様の個別元本を上回っている場合、その差額の収益に対して課税されます。 *決算時(期中収益分配時)に個別元本が修正されたお客様は修正後の個別元本にもとついて課税されます。
税率	普通分配金および収益に対する20%の源泉分離課税で、従来と変わりません。 少額貯蓄非課税制度についても、従来と同様にご利用いただけます。



注) 現行の取引においては、売買基準価額(基準価額から税金相当分を差し引いた価額)を表示していますが、制度移行後は、基準価額で表示されます。

Q1 決算時に分配金を受け取る場合、税金の計算は、どうなるんですか？

A1 分配落ち後の基準価額(分配前の基準価額から分配金を差し引いた価額)を基準として、お客様の個別元本に応じて次の2つのケースがあります。

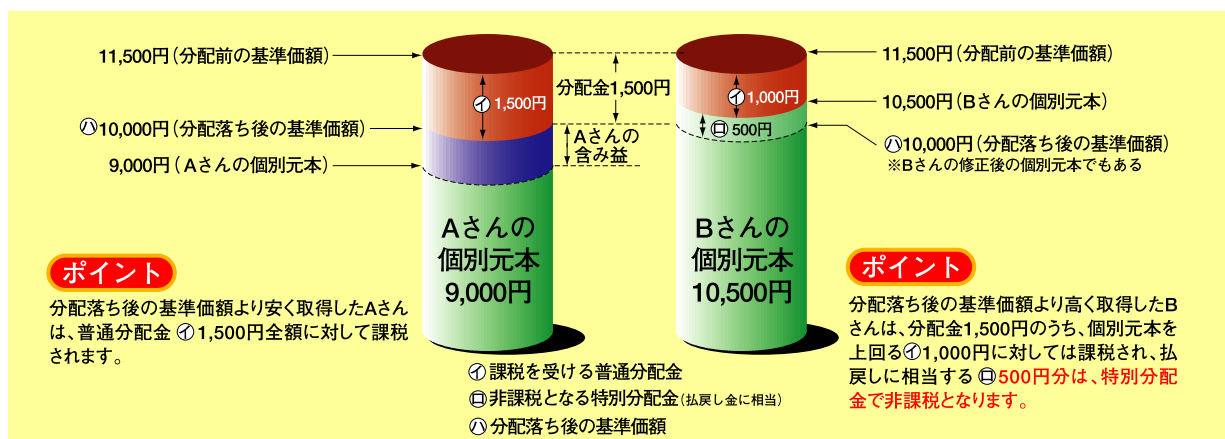
A 分配落ち後の基準価額が、お客様の個別元本と同額または上回る場合、収益からの分配となり、全額課税扱いとなります。
(例1のAさんのケース)

B 分配落ち後の基準価額が、お客様の個別元本を下回る場合、下回る分に関しては元本の一部払戻しに相当しますので、非課税の特別分配金となります。
(例1のBさんのケース)

【例1】

Aさんの個別元本	9,000円	分配前の基準価額	11,500円
Bさんの個別元本	10,500円	分配金	1,500円

ポイント $11,500円 - 1,500円 = 10,000円$
(分配前の基準価額) (分配金) (分配落ち後の基準価額)



Q2 特別分配金(非課税扱い)を受け取った場合、なぜ1口当たりの個別元本が修正されるのですか？

A2 非課税で受け取られた特別分配金は、投資元本の一部払戻しに相当します。従って、払い戻された元本相当額だけ低く取得していることとなりますので、個別元本が修正される必要があるのです。(上記、例1の図参照)

【例2】



Q3 解約(償還)時の課税計算はどうなるんですか？

A3 解約価額から、お客様の個別元本を差し引いた収益に対して20%(所得税15%、地方税5%)の源泉分離課税となります。

解約価額 - 個別元本 = 収益
収益 × 20% (課税率) = 税額

(注) 解約(償還)までの期間に、非課税扱いの特別分配金を受け取られたお客様は、修正後の個別元本をもとに、収益に対し課税されます。

【例3】 課税計算(解約価額=11,000円の場合)



■ 詳しくは、窓口におたずねください。